

令和7年4月吉日

保護者様

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

## 令和7年度 学校給食費について（お知らせ）

日頃は、当市の教育活動における学校給食へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、今年度の学校給食費について下記のとおりお知らせいたします。

今年度も、安全安心で栄養バランスのとれた給食の提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ○ 学校給食費の改定と保護者負担額について

米価等の高騰による給食用食材価格の上昇のため、給食費を1食あたり20円増額いたします。  
しかし、今年度については増額分を市が負担し、保護者の皆様が負担する給食費の額は据え置きとさせていただきます。（昨年度と負担額は変わりません）

#### 【令和6年度】

	給食費
小学校	320円
中学校	380円



#### 【令和7年度】

	給食費	保護者負担額	公費負担額
小学校	340円	320円	20円
中学校	400円	380円	20円

#### ○ 無料化事業について

令和7年度より新たに小学2年生の給食費も無料とします。

【対象者】小学1年生、2年生、6年生、中学3年生、第3子以降の児童生徒

※第3子以降の児童生徒は、「犬山市多子多胎子育て支援事業利用登録」の手続きを行った方が対象です。

また、上記の無料化対象者で、学校で次のような食物アレルギー対応をしている児童生徒の保護者に対し、「給食費相当額」を補助します。

- ・牛乳だけ飲んでいる
- ・牛乳だけ飲んでいない
- ・すべての給食が食べられず、家庭から弁当を持参している

なお、補助申請は毎年必要です。対象者には個別で申請の案内をします。

## ○ 欠食の取り扱いについて

学校を長期間欠席するため、連続して4日以上給食の欠食を希望される場合は、給食を止めることができます。

- ① 保護者より学校へ、欠席したい期間について申し出てください。  
欠席の連絡＝(イコール)欠食の申し出ではありません。欠食を希望する場合は、必ず申し出てください。
- ② 欠食は申し出から6日目(土・日・祝日を含む)以降の対応となります。  
食材発注やキャンセルの都合上、申し出日から5日目までの給食は、食べない場合でも給食費をいただきます。また、申し出は、平日のみとなります。ご了承ください。

例：5月16日(木)に申し出た場合

5/13(月)	5/14(火)	5/15(水)	5/16(木) 1日目	5/17(金) 2日目	5/18(土) 3日目	5/19(日) 4日目
			申し出日	返金不可		
5/20(月) 5日目	5/21(火) 6日目	5/22(水)	5/23(木)	5/24(金)	5/25(土)	5/26(日)
返金不可	返金可能					

- ③ 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、申し出は不要です。
- ④ 欠食期間の延長・短縮をする場合は、必ず学校にお知らせください。
- ⑤ 復食日を伝えていない場合、復食日が決まりましたら、速やかに学校へ連絡してください。
  - ・原則、欠食と同様に申し出日から6日目より復食が可能です。
  - ・食物アレルギー対応をしている場合は、申し出時にお知らせください。
  - ・復食申し出日より早く登校となった場合は、弁当持参のお願いをする場合があります。
- ⑥ 欠食した給食の代金は返金します。
  - ・返金額は、保護者負担額×欠食回数となります。
  - ・返金は、次月以降の給食費集金で減額する場合があります。

### 【問合せ先】

犬山市教育委員会 学校教育課(市役所3階) 庶務担当  
〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地  
電話：0568-44-0358 FAX：0568-44-0372 Email：070200@city.inuyama.lg.jp